

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 令和元年7月1日(月) 13:03~15:55

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

川口 延良 委員長
田中 惟允 副委員長
山中 益敏 委員
中川 崇 委員
池田 慎久 委員
西川 均 委員
和田 恵治 委員
森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長

杉山 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

<令和元年度議案>

議第39号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(経済労働委員会所管分)

議第41号 令和元年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算(第1号)

議第42号 令和元年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)

議第45号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(経済労働委員会所管分)

議第47号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会所管分)

議第51号 第2期奈良県農業研究開発中期運営方針の策定について

報第1号 平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成30年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(経済労働委員会所管分)

報第 8号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告について

報第 9号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について

報第10号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第11号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告について

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○川口(延)委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明、ご報告を願います。

○中川産業・雇用振興部長 委員長から着席にて説明、報告というお言葉をいただきましたので、失礼して座って説明させていただきたいと思っております。

1つ目、資料「令和元年6月定例県議会提出予算案の概要」について、産業・雇用振興部は4ページ、1栄える「都」をつくるの企業立地促進補助事業です。雇用の創出及び地域経済の活性化を促進するため、工場、研究所等の新たな立地または機能強化を行う企業に対して補助をします。今年度当初予算で9億円を計上していましたが、今回追加で1億

円を計上する予定です。

新規事業の産業用地創出支援事業で、京奈和自動車道や西名阪自動車道の周辺など、企業の立地の潜在力が高い候補地について、産業用地創出の実現可能性を調査します。

新規事業の奈良県産業・雇用振興アクションプラン策定事業で、本県経済のさらなる活性化に向け、調査、分析を行い、産業振興施策を推進するためのアクションプランを策定します。

新規事業の産業振興総合センター第2期中期研究開発方針策定事業で、奈良県産業振興センターの現在の中期研究開発方針が令和2年度で終了します。それに伴い、次年度の次期計画を策定する予定です。

新規事業の駅前商店街空き店舗活用事業で、駅前商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用し、チャレンジショップやイベント等を実施します。

新規事業の県内就労促進調査事業で、県内就業率の向上や高度外国人材の県内企業での就労促進に向けた調査、分析を行います。

21ページ、3令和元年度奈良県営競輪事業費特別会計です。補正額2,179万1,000円で、競輪場のスタンド、休憩室、入場券売場等の耐震診断を行います。

続いて、条例案についてご説明したいと思います。

資料「令和元年度一般会計・特別会計補正予算その他」の43ページ、議第45号、奈良県手数料条例の一部を改正する条例です。本年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されました。それに伴い、産業・雇用振興部が所管している技能検定試験手数料等を改正するものです。

具体的には48ページで、赤字になっていますが、8技能検定試験手数料です。実技試験1万7,900円以内ということですが、1万8,200円に改正するものです。施行期日は、令和元年10月1日です。

続いて、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告です。事業報告書と事業計画書を説明させていただきます。

資料「平成30年事業報告書、公益財団法人奈良県地域産業振興センター」の1ページ、こちらの公益財団法人は、中小企業の新たな事業計画の促進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関として、中小企業の企業展開のニーズに応じた支援やサービスの提供により、中小企業の自立、成長、継続を図ることを目的として、大きく3つの指針で活動して

います。1つは経営力の向上、2つは企業価値向上、3つは経営基盤構築という項目について重点的に支援をしています。

具体的な事業は、4ページ、1つ目の重要項目、経営力向上支援ということで、(1) 中小企業若手経営者育成支援事業です。これは記載のとおり、セミナー等を開催しているものです。(2) 専門家派遣事業では、専門家を企業に派遣して支援するものです。

5ページ、(3) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業です。俗に言うよろず支援拠点で、重点的に対応しています。

6ページ、(5) プッシュ型事業承継支援高度化事業で、平成30年度から新たに取り組んでいる事業承継に係るものです。

7ページ、2企業価値向上支援事業として、2つ目の大きな項目で、(1) B to B マッチング促進事業です。

9ページ、(2) 事業計画等策定支援事業になります。(3) なら農商工連携ファンド事業では、平成30年度は、8件になります。

11ページ、(5) 地域産業支援事業になります。

12ページ、(6) 戦略的基盤技術高度化支援事業です。

続いて、3経営基盤構築支援事業は、大きな3つの柱の一つです。設備貸与事業、平成30年度の実績は9事業者で2億2,500万円余りの貸与をしました。

財務諸表についてご説明します。

15ページ、平成30年度の決算報告書で、貸借対照表になります。(I) 資産の部で、資産合計は、51億7,900万円余になります。(II) 負債の部で、負債合計は、44億5,700万円余になります。(III) 正味財産の部で、正味財産合計、7億2,100万円余です。

18ページ、正味財産増減計算書です。1つ目として一般正味財産増減の部で、(1) 経常収益の合計で、7億4,500万円余です。(2) 経常費用で、経常費用合計9億3,800万円余です。(3) 正味財産期末残高は、7億2,100万円余です。

以上、平成30年度事業報告の説明を終わります。

引き続き、令和元年度の事業計画についてご説明しますので、資料「令和元年度事業計画書 公益財団法人奈良県地域産業振興センター」をお願いします。

1ページ、令和元年度事業計画の収支予算書で、3つの項目、先ほど申しました、1として経営力向上、2として企業価値向上、3として経営基盤の構築を重点支援として、令

和元年度も引き続き実施します。

3 ページ、1 経営力向上支援事業です。これについては前年度に引き続き、主な事業として（3）中小企業小規模事業ワンストップ総合支援事業、よろず支援拠点事業について、引き続き対応させていただきます。

4 ページ、（5）プッシュ型事業承継支援高度化事業です。こちらについても昨年度同様、引き続き強力に進めてまいります。

5 ページ、2 企業価値向上支援事業です。B to B マッチングの促進、これも引き続き強力に推進してまいります。その中の④国内広域商談会出展等支援事業は、今年度新たに取り組むものです。2つの広域的な商談会に出展をするということです。

（2）事業計画等認定支援事業で、引き続き取り組んでいきます。

6 ページ、（3）なら農工商連携ファンド事業は、今年度7件の助成対象を考えています。

7 ページ、3 経営基盤構築支援事業では、引き続き（1）設備貸与事業で、貸与総額は4億5,000万円を想定しています。

9 ページ、収支予算書になります。1 経常収益の部で、経常収益合計は、9億9,200万円余になります。

10 ページ、経常費用計が、10億3,500万円余です。当期経常増減額は、4,300万円の減です。3 正味財産期末残高で、5億2,700万円余になります。

以上で公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況についての説明を終わります。

令和元年6月定例県議会に提出しています産業・雇用振興部の議案に係る説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○杉山農林部長 農林部関係の議案についてご説明します。議決案件が4件、報告案件が5件ですので、簡潔に説明をさせていただきたいと思えます。委員長からご配慮をいただきましたので、着席にて説明します。

資料「6月定例県議会提出の予算案の概要」の12ページ、政策体系、健やかな「都」をつくる、農福連携推進事業ということで、事業の前に丸を書いている部分が本委員会の所管事業になります。まず、農福連携推進事業で、農林部では障害者の農業分野への就労促進を図るため、県内の社会福祉法人等に対して農福連携に関する知識、技能を持つ人材を育成するための研修を実施します。

13ページ、7豊かな「都」をつくるの土地改良事業から、14ページ、換地処分推進事業までは、ため池や農道、農業用水路などの農業基盤の整備等を進めるため、所要の予算をお願いするものです。

14ページ、新規事業の農業用ハウス強靱化対策事業は、農業用ハウスの補強や融雪装置の設置を支援するとともに、台風等の被害防止に係る技術講習会を開催し、農業用ハウスの強靱化を推進するものです。新規事業、県中央卸売市場を核とした地域活性化推進事業では、県中央卸売市場の再整備に向け、まちづくりの観点を含めた土地利用等の検討を行います。新規事業、農業振興マーケティング基本戦略事業では、農畜水産物の将来的な消費動向を踏まえた生産目標を設定し、目標達成に必要な農業振興に係る基本戦略を策定します。

15ページ、新たな森林環境管理体制導入推進事業では、今年度新たな取り組みとして、施業放置林等を本県の自然条件に適した恒続林に誘導するための事業を行います。

なお、恒続林というのは、樹齢の異なるいろいろな樹種、樹木で構成され、針葉樹と広葉樹のまざった状態を恒続させながら、高い価値の木材生産を継続する森林のことを申します。その恒続林に誘導するために、県有林にモデルとなる恒続林を設置するほか、人工林の針広混交林化に関する調査などを行います。

新規事業、持続的林業確立対策事業では、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長を図るため、間伐材の生産、伐採と造林の一貫作業、作業道等の路網整備を行うなど、林業経営体等を支援します。

林道整備事業から民有林直轄治山事業費負担金までは、記載のとおり林道整備や治山事業などの森林整備を実施します。

18ページ、政策体系、爽やかな「都」をつくるの奈良県中央卸売市場事業費特別会計への繰入金では、耐震診断未実施の加工場、倉庫などの建築物について耐震診断を行い、耐震性能の把握や応急措置の必要性等を検証するために、一般会計から奈良県中央卸売市場事業費特別会計に所要額の繰り出しをするものです。

続いて、議第42号、令和元年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の補正予算について説明します。22ページ、ただいま申し上げた説明のとおり、一般会計からの繰入金により、耐震診断を行うための所要額を特別会計に計上しています。

続いて、資料「令和元年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の120ページ、議第47号の市町村負担金の徴収についてご説明します。

農林部所管は、1つ目の県営土地改良事業です。地方財政法及び奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、工事により利益を受ける市町村に対して、受益の限度に応じて費用の一部をご負担いただくものです。関係市町村は、奈良市ほか13市町村で、記載のとおりです。事業費は8億5,231万7,000円、負担率は記載のとおりとなっています。負担金額は1億2,328万8,000円です。

126ページ、報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。農林部所管の一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

128ページ、第8款農林水産業費で第1項農業費、被災農業者向け経営育成体支援事業から、129ページ、第4項林業費、林地崩壊防止事業までの20事業で、繰越額が合計で19億8,000万円余となっています。主な理由は、国の補正予算に対応するため、昨年度の2月補正予算に計上したことによるものや、豪雨で現地施行箇所の地形が変わったことによる工法の検討等に不測の日数を要したことなどによるものです。

131ページ、第13款災害復旧費で、第1項農林水産施設災害復旧費の農地及び農業施設災害復旧事業から、林地荒廃防止施設災害復旧事業まで4事業で、合計6億円余となっています。主な繰り越し理由は、平成30年7月豪雨や台風12号、台風20号等による災害復旧に対応するもののほか、工事進入路使用に係る地元調整等により、事業主体において事業のおくれが生じたためです。なお、繰り越し事業については、今後とも関係機関や地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了に努めます。

177ページ、報第20号の地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。このうち、農林部に關するものは、自動車事故に係る損害賠償額の決定についてです。

184ページ、農林部に關する事項は、9及び10の2件で、損害賠償額は合計額で32万6,208円です。事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。今後は安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいります。

続いて、議第51号、第2期奈良県農業研究開発中期運営方針の策定について説明します。冊子がございますが、概要で説明します。

農業研究開発センターの移転を契機として、奈良県における農業研究開発の高度化に向け、おおむね5カ年を目途とする開発目標を達成するための具体的な方針として、平成26年度に奈良県農業研究開発中期運営方針を策定し、これまでPDCAサイクルによる運

用を重ね、研究を進めてまいりました。このたび、5カ年の研究成果を検証した上で、生産現場の重視及び消費者視点の強化を図り、さまざまな研究ニーズに応えるとともに、外部機関との連携を強化して、研究のより一層の高度化を図るため、令和元年度より5カ年を目途とする第2期中期農業研究開発中期運営方針を策定するものです。

主な研究課題に記載していますが、第2期中期運営方針では、1 漢方、2 育種、3 加工の大課題については、継続的、発展的な研究課題を設定し、具体的には大和当帰のブランド力向上、イチゴ、菊、酒米の新品種の育成、柿の葉の発酵茶の開発などに取り組んでまいります。

また、栽培に関しては、新たに4 高品質、5 安定生産、6 省力化、7 環境保全の4つの大課題に分類し、内容を明確にしました。具体的には、例えば小菊の開花予測技術や柿の低木生産技術、天敵を用いた害虫防除技術の開発などを計画しています。なお、これらの研究は大学や企業などとも連携して研究を進め、それらの成果は、農林振興事務所と連携をしながら、特定農業振興ゾーンなどで幅広く活用していただくこととしています。あわせて、これらの研究を効果的に進める人材の養成も行ってまいります。

続いて、報第9号から報第11号に係る公社関係の経営状況等について説明します。

まず、奈良市場冷蔵株式会社について説明します。資料「平成30年度業務報告書 奈良市場冷蔵株式会社」の1ページ、奈良市場冷蔵株式会社は、県中央卸売市場における生鮮食料品流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として、市場の円滑な運営と県民への食の安定供給に対して大きな役割を担っています。奈良市場冷蔵株式会社の資本金は1,000万円で、うち県は490万円を出資しています。

事業の実施状況は、近年の市場離れや市場外流通の増加など、厳しい環境のもと経営改善に努めていますが、依然非常に厳しい状況となっています。取り扱い状況は、保管収入高は1億7,812万円余で、対前年度比2.2%の増、営業収入合計は2億8,169万円余で、対前年度比1.9%の増となっています。

3ページ、財務報告で、貸借対照表と損益計算書で説明します。

まず、貸借対照表ですが、資産合計は1億2,131万円余で、負債合計が1億1,121万円余です。純資産合計は1,009万円余です。

4ページ、損益計算書で、保管収入など、売上高は2億8,169万円余、売上原価は2億897万円余となっており、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益は、マイナスの876万円余です。法人税、住民税の納税、法人税等調整後の当期純利益は、マイナス

の409万円余となっています。

以上で業務報告書の説明を終わり、令和元年度の事業計画を説明します。資料「令和元年度事業計画書 奈良市場冷蔵株式会社」の1ページ、令和元年度についても、県民の食生活の安全・安心に寄与する必要不可欠な業務であるという使命感に立ち返るとともに、場外からの新規貨物の開拓に注力し、経営の安定化を図ってまいります。場内サービス業務の見直しと作業品質の向上に努めるとともに、引き続きローコスト運営を継続し、収益力の向上を図ってまいります。

2ページ、令和元年度の収支計画について、収支計算書で説明します。事業活動収入は、基本財産運用収入ほかで2億8,804万円です。本年度予算ですが、事業活動支出計は2億8,685万円で、事業活動収支差額は119万円です。事業活動収支差額に事業外活動収支差額などを合わせた当期収支差額は、45万円となっています。

以上で奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告を終わります。

続いて、公益財団法人奈良県食肉公社について説明します。資料「平成30年度業務報告書 公益財団法人奈良県食肉公社」の1ページ、事業の実施状況について報告を申し上げます。

平成26年4月1日から公益財団法人に移行し、畜産振興と県民生活の向上に寄与するという公益目的に沿って、衛生的な食肉の供給等に関する事業を行っているところです。食肉センターの経営改革に取り組んできた結果、平成25年4月から、当公社が直接実施していると畜業務については6年が経過し、その間、おおむね順調に推移しており、施設管理業務を含め、効率的で透明性の高い運営に努めてまいりました。また、これまでも取り組んでまいりました食品の衛生管理手法であるHACCP認証の取得については、平成30年6月公布の改正食品衛生法により制度化されたところで、HACCPに沿った衛生管理に対応するため、施設の改修及び経年劣化した衛生管理施設の更新に積極的に取り組んでまいりました。

2ページ、平成30年度の取り扱い状況については、牛2,511頭、3ページ、豚が1万228頭がと畜解体処理され、牛2,178頭、豚3,423頭が上場取引されたところです。

5ページ、財務報告についてご説明します。貸借対照表と正味財産増減計算書について、平成26年4月から公益財団法人に移行したことにより、公益目的事業会計と法人会計の内訳についてもお示ししているところです。

まず、貸借対照表ですが、資産合計は、35億4,071万円余、負債合計が2億1,751万円余、正味財産合計は33億2,319万円余です。

7ページ、正味財産増減計算書については、経常収益計は基本財産運用益等で3億8,848万円余です。

8ページ、経常経費計は事業費と管理費を合わせて、4億2,222万円余、当期経常増減額は3,373万円余の減となっています。これは主に現金の支出を伴わない建物、建築物等の減価償却費分です。

13ページ、財産目録で、1年以内返済予定長期貸付金の250万円ですが、平成26年2月に締結した金銭消費貸借契約及び施設使用料に関するもので、その返済分です。

以上で業務報告書の説明を終わり、続いて、令和元年度の事業計画書を説明します。

資料「令和元年度事業計画書 公益財団法人奈良県食肉公社」の1ページ、事業の実施計画です。平成30年6月公布の改正食品衛生法により、世界的に推奨されている食品の衛生管理手法であるHACCPが制度化されたところです。食肉公社では、これまでHACCP認証の取得を目指して取り組んできたところで、今後も、中核事業であると畜業務についてHACCP制度に対応するため、さらなる衛生管理の徹底を図るとともに、施設管理業務についても、HACCPに対応した衛生管理設備の改修及び老朽化した設備の更新を積極的かつ計画的に進めてまいります。

事業計画の概要については、1ページから2ページで、具体的には、HACCP制度化に対応するため、関係機関と連携の上、作成したマニュアルの作成手順の再確認と検証に取り組むとともに、意識向上を図る研修や現場実践等を繰り返し実施し、より効率性を高めてまいります。さらに、計画的な衛生管理設備の改修を進めるとともに、と畜頭数の増加に向けた取り組みや人件費等の経費削減により効率的で透明性の高い運営に努めてまいります。

(4) 周辺地域の環境保全の関係ですが、食肉センター環境保全対策協議会を通じて、地元自治会等と必要な協議を行ってまいります。

3ページ、令和元年度の収支予算書についてご説明します。収支予算書についても、公益目的事業会計と法人会計の内訳をお示ししています。経常収益は基本財産運用益等で、合計で3億9,561万円余です。

4ページ、経常費用は事業費と管理費を合わせて4億5,347万円余、一般正味財産増減額は5,786万円余の減です。この一般正味財産増減額のマイナス分も建物等の減

価償却費等に相当する金額です。

以上で奈良県食肉公社の経営状況の報告を終わり、続いて、なら担い手・農地サポートセンターの経営状況についてご説明します。資料「平成30年度業務報告書 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」をお願いします。

平成30年度においては、意欲ある担い手への農地の集積、集約化を図る農地中間管理事業を中心に実施しました。

主要事業についてご説明します。まず、1農地の集積、集約化では、(1)農地中間管理事業で209件、97.7ヘクタール、農地のマッチングを行いました。(3)旧農地保有合理化事業では、農用地の貸借を記載のとおり実施しました。2担い手の育成、確保ですが、就農相談は136件ありました。また、(2)担い手シニア育成事業では、就農を目指すシニア世代9名に実践研修を実施しました。3農業人材の活用では4名の人材派遣を行い、担い手農家への農作業繁忙期の労働支援や0.16ヘクタールの耕作放棄地の再生作業等を行いました。詳細については、2ページから7ページに記載のとおりです。

9ページ、財務の報告で貸借対照表と正味財産増減計算書で説明します。

まず、貸借対照表ですが、資産合計が、1億1,403万円余、負債合計は1,074万円余、正味財産合計は1億328万円余です。

10ページ、正味財産増減計算書で、一般正味財産について、経常収益計は7,188万円余です。

11ページ、経常費用計で8,416万円余、当期一般正味財産増減額は1,228万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高が1億328万円余です。

以上で業務報告書の説明を終わり、続いて、令和元年度事業計画を説明します。

資料「令和元年度事業計画書 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」の1ページから3ページにかけて記載していますが、農地の集積・集約化を図るため、担い手の確保、農地のマッチングを重点的に推進することとし、引き続き収入の確保、経費節減に努めてまいります。

4ページ、令和元年度の収支計画について、正味財産増減予算書で説明します。一般正味財産について、経常収益は1億8,018万円余です。

5ページ、経常費用は1億8,446万円余、経常外収益費用を加除した当期一般正味財産増減額は427万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財

産期末残高が1億694万円余です。

以上でなら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告を終わります。

以上をもちまして農林部の提出議案の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川口（延）委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言を願います。なお、その他の事項につきましては後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○中川委員 大きく3点、質問したいと思います。1点目が競輪事業費、2点目が農業研究開発センターについて、3点目がNAFICについてです。

まずは1点目、競輪事業費について質問します。

今回、補正予算で耐震診断の予算が上がっていますが、改めて全体の競輪事業費の経営の見通しについて、確認しておきたいと思います。経営の形態もこの4～5年間で大きく変わっていると思いますので、全体としてどういった経営の見通しの中で、今回、耐震診断の予算を上げているのか、そういった観点から見たいと思いますので、ご説明よろしくをお願いします。

○山田地域産業課長 ただいまご質問いただきました競輪事業の経営について答弁申し上げます。

奈良県営競輪については、平成22年度末で累積赤字を抱えたところですが、平成24年9月に奈良県営競輪のあり方検討委員会を立ち上げ、将来の存廃も含めたあり方について多方面から幅広いご意見をいただきながら検討を行ってきたところです。平成26年度から車券発売等の競輪開催に係る業務を包括的に外部業者に委託をして経費節減を行うとともに、当該業者のノウハウを生かして積極的な新規ファンの誘致や、既存ファンの満足度アップに向けて経営改善に取り組んできたところです。その結果、平成25年度には累積赤字を解消して、平成26年度以降、一般会計繰出金並びに施設整備基金積立金を計上することができるようになりました。

平成30年度の決算ベースの見込みで、車券の売上金が約157億円、前年度比10.2%増となり、順調に推移しています。歳入から競輪開催経費等を差し引いた収益については約5億4,000万円を見込んでおり、一般会計繰出金に7,000万円、施設整備基金に約3億4,000万円、今年度への繰越金に約1億3,000万円を配分したいと考えています。

将来の見通しは、平成28年3月に開催したあり方検討委員会において、現在のところ、

経営状況から、平成29年度から5年間存続する旨のご提言をいただきました。これを受けて、現在の元号で申し上げますと、令和3年度まで継続を予定しており、令和4年度以降については、令和2年度中に方向性を示すことにしています。それに向けて、今年度、老朽化した施設の計画的な改修に向けて、ただいま補正予算を計上している耐震診断も含めて、今後の収支見込みを踏まえた施設整備計画を策定することとしています。引き続き売り上げが見込めるレースの開催増や新たなファンを取り込むためのPRイベントの開催など、経営改善に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○中川委員 現場も何回か行っているのですが、一般会計に繰り出されているということでした。この何年かで経営もがらっと変わったということで、今後も注視していきたいと考えています。

2点目で、農業研究開発中期運営方針に関連して、イチゴも入っているということで、先日、ニュースの中で（仮称）奈良9号があり、これから名称を公募して、なおかつ農林水産省による品種登録もしていくとありました。名称公募の現状や、それを受けて今後の品種登録に向けたスケジュールがどうなっているのか、ご説明をお願いします。

○田中農業水産振興課長 （仮称）奈良9号の質問がありました。

このイチゴについて、極めて大きな果実とさっぱりとした甘みが特徴的な品種で、令和元年6月12日から品種名称候補について公募しており、7月12日まで公募期間中です。6月末現在で約500件少しの応募がある状況です。7月下旬に生産者団体、流通団体、消費者の代表と県の関係機関で構成される品種名称候補選考会議を開催した上で、県が品種登録出願名称を決定して、8月中旬には農林水産省へ品種登録出願したいと考えています。順調にいきますと、ことし11月ごろに品種登録出願で官報に公表され、早ければ令和3年ごろに品種登録されると見込んでいます。以上です。

○中川委員 500件少しの応募数と、今初めて聞いたのですが、結構来ているという印象です。今後のスケジュールについても、順調にいけば令和3年にはというお話をいただきました。引き続きこちらも、どんな名前になるのか、また味も含めて、既にまほろばキッチン等で売っていると聞いていますので、確かめたいと思っています。

3点目、NAFICについてです。知事からも、先日、代表質問で答弁がありましたけれども、改めて確かめたいと考えています。

今回、補正予算で外構の設計で2,000万円の予算がついていますが、今後の全体的な建設費用であったり、毎年のランニングコストの見通しはどうなっているのか、よろし

くお願いします。

○服部担い手・農地マネジメント課長 セミナーハウスの建設費ですが、平成29年度の基本設計の際には16億6,000万円と試算しています。今後、消費税増税や労務単価、原材料費などの物価変動を考慮の上、予算要求に向けて精査、検討していきたいと考えています。

ランニングコストの件ですが、平成30年度にNAFIC周辺のにぎわいづくりの推進に関する基礎的調査と課題検討を行うための委託調査を行っています。この中で運営費、ランニングコストは、5,000万円から6,500万円と推計しています。この調査結果も踏まえて、今後精査してまいりたいと考えています。

○中川委員 セミナーハウスだけで、建設費で16.6億円を見込んでいると。さらに、セミナーハウスだけでランニングコストが、5,000万円から6,500万円、年間がかかってくるという説明でした。セミナーハウスだけではなくて、本体も一緒に考えて判断をしていかなければならないと、課題意識としてあります。本体も結構費用がかかっていますので、その上にセミナーハウスというところで、果たしてうまくいくのかと、知事はダボス会議のようなイベントも誘致したいと意気込んでいらっしゃいましたが、本当にそんなうまくいくのかなと思っています。課題意識として持っています。

関連して、これを受けて知事も学校だからという答弁もありました。学校だから経営意識についても、そんなにきちんと見ていくのはなじまないのではないかという旨のご答弁でしたけれども、一定の経営意識は必要ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 知事が代表質問の答弁で申し上げたように、学校というものはもうけを出していくことが、非常に困難ではないかと考えてはいますが、ただ、そのような中においても、中川委員お述べの経営意識や運営改善が必要なことはご指摘のとおりだと思います。現在も運営企画委員会を設置して議論していただいています。今後は経営の専門家にもアドバイザーに入れて、専門的な見地からのご意見を、学校運営に反映していきたいと考えています。

○中川委員 今後、そのようにやっていくということでした。組織としては整えて、経営の中身も見直していくということですが、ハード面でも改善の余地は結構あるのではないかと考えています。

具体的には、県の管轄ではないのですけれども、視察に行きますと、進入路があり、県道から入っていく道があり、桜井市の道路であると聞いています。NAFICのところま

で上がっていくと、何かきれいな施設があるとわかるのですけれども、県道から曲がって入っていくとなると、どんなところに連れていかれるのかと、そんな雰囲気になってくるわけです。狭い道を上がって行って、なおかつ雑草が生い茂っていると、若干不安になりながら、ああ、こういう施設があったと感じるわけです。なので、一定程度、県と市で協議をしながらよいものをつくっていく観点も必要ではないかと考えていますけれども、現状、桜井市役所との協議はどのようにしているのか、今後の取り組みはどうなっていますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICへの進入路についてです。

安倍校舎の建設にあわせて、狭かったアクセス道路、この進入路ですけれども、幅員を4メートルに拡幅しています。その後に、桜井市により市道認定を受けているものです。現状において、通行に当たって問題はありませんし、実際にオーベルジュにいられているお客様から支障があるといったご意見は寄せられていないところです。ただ、NAFICの来訪者に気持ちよく来ていただけるように、桜井市に適切な進入路の管理をお願いしたいと思っています。

○中川委員 支障は物理的にはないと、ぎりぎり対向できる幅は、最低限はあるわけですが、行ってみるとわかるのですが、なかなかえらいところに来たという雰囲気の場合ですので、今後も見ていきたいと思っています。

代表質問でもいろいろ指摘をし、現状、レストランの稼働率もだんだん下がってきているというデータも示しながらでしたけれども、そういった課題はあると思っていますのですが、それを受けて、今後、挽回できるのであればしてほしい気持ちでいます。そのような中で賛否を見きわめていきたいと思っています。質問は以上です。

○池田委員 2点、質問させていただきたいと思います。

先ほど中川産業・雇用振興部長からご説明のありました新規事業として、奈良県産業・雇用振興アクションプランの策定ということで1,100万円が補正予算として計上されています。県の単独事業ということですが、このアクションプラン策定の目的について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、策定に向けたスケジュールについて、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○三浦産業政策課長 ただいま池田委員からお問い合わせいただきましたアクションプランについては、これまで奈良県は京阪神のベッドタウンとして、特に県北西部を中心に人

口がふえて、発展してまいりました。ただ、人口減少、高齢化社会、全国的な傾向ですが、ベッドタウンでの空き家の諸問題、増加等の問題が出てきています。今後、脱ベッドタウン、経済の活性化のための取り組みをより一層進めて、県内で働く場をふやすことで、働いてよしの奈良県を目指さなければならないと考えています。

その中で、経済活性化の取り組みの一つとして、平成19年から平成30年までの12年間で企業誘致を積極的に取り組んでまいりました。333件の誘致を実現してきたところです。しかしながら、平成27年度の県内の総生産は、名目で3兆5,774億円で、平成19年度のリーマンショック前、3兆8,200億円余を超えることができていない状況となっています。

本県においては、今後、京奈和自動車道の全線開通、リニア中央新幹線の開業等が予定されています。これにより、物流面での劇的な改善が見込まれ、経済活動の活性化に大いに寄与するものと考えています。この機会に、中長期の視点で奈良県の産業、雇用振興にどのように取り組んでいくべきか、その具体的な行動目標としてアクションプランを策定させていただきたいと考えています。

スケジュール等については、今年度中に案を取りまとめて、次年度にパブリックコメント等により県民の声をお聞きした上で、議会でも計画についてご審議をさせていただきたいと考えています。以上です。

○池田委員 アクションプラン、より具体的な行動目標を定めていくということですので、当然数値も入ってくると期待しています。

この計画がしっかりとしたものになりますように、ぜひお取り組みをいただきたいと思います。今年度にとりまとめ、次年度にパブリックコメントということですが、もう少し早く、できるだけ早いほうがいいと思っています。ただ一方で、これまで部内でさまざまな事業の展開を、既にされているわけですから、それを集約した形といいますか、いま一度、奈良県としての意気込みを感じさせる数値目標入りのアクションプランができると期待しています。いずれにしても、奈良県の経済を活性化していく、それによって雇用も生み出していくことが目標と思いますので、ぜひ引き続き取り組みの強化をしていただきますようお願いしたいと思います。

同じく、先ほど中川産業・雇用振興部長からご説明のありました駅前商店街の空き店舗活用事業、こちらも300万円ほどの補正予算が組まれています。これも県の単独事業で、商店街を再生して、にぎわいを取り戻すためにチャレンジショップ、イベント等を実施す

るとなっていますが、県としてどのように支援していくのかをお聞かせいただきたいと思っています。

これまで、私のイメージでは、商店街の活性化といいますと、基礎自治体、市や町などが中心になってやって、地元の商店街はもちろん、基礎自治体がサポートをしてというのが、私の感覚的にはそうなのですが、県が乗り出してきたということで、具体的に県としてどのように支援をしていくのか。またあわせて、地元の自治体とどのように連携、協力しながら商店街の活性化を図っていくのかについて、お聞かせいただきたいと思えます。

○前野産業振興総合センター所長 池田委員がおっしゃったように、商業の振興を図る上で、商店街は地域住民の買い物場だけではなく、地域コミュニティーなどの重要な機能を担っています。地域の商店街のさらなる活性化は重要であると県としても認識しています。

しかしながら、近年、店主の高齢化、また後継者の不在、空き店舗の増加、集客力の低下など、さまざまな課題が見られます。こうした課題解決の取り組みの例として、これまで官民協働で御所市の新地商店街などで、2日間のオープンシャッターということで取り組んでいます。商店街の複数の空き店舗を借り、一斉に期間限定で活用する取り組みを、複数回実施しています。今回、もっとよくなる奈良を目指してということで、このたび県で取りまとめた、奈良の新「都」づくり戦略の案で、商業振興、商店街活性化として、イベント実施など、商店街への来街動機の増加、一帯の空き店舗を面的に活用した集客、チャレンジショップ等の創出、店舗を展開する人材の創出、スムーズな店舗運営の支援などをこれからの展開として掲げています。

今回、補正予算の駅前商店街空き店舗活用事業では、空き店舗を活用した事業プランを公募し、県内の2地域でモデル事業を実施するものです。応募対象と考えているのが地元の商店街組織、また事業を実施する商店街の合意を得た商工会、商工会議所、NPO法人、民間団体などを想定しています。民間事業者の持つアイデアやノウハウを活用して、空き店舗を活用した商店街活性化につながる実証実験の取り組みをモデルプランとすることで、そのプロセスを広くほかの商店街に波及させることを目指しています。県として、地域の実情に合わせた魅力的で効果的な取り組みを目指したいと考えています。以上です。

○池田委員 確かに商業振興や商店街の活性化は大変重要で、どこの商店街においても非常に深刻な問題です。

先ほど申しましたように、どちらかというとも基礎自治体を中心になってサポートをしていくところから、県が今回はというところですが、市町村ではなくて、県が乗り出していく意義、必要性についてもう一回教えていただけないでしょうか。

○前野産業振興総合センター所長 県として、これまで官民協働で御所市の新地商店街に先ほど申しましたように取り組んできたところです。そういう取り組みも県として蓄積していますけれども、そういう仕掛けを広げて、展開してまいりたいと考えています。県として、今回公募し、モデル事業としてそういう2地域で実施して、その事業を各自治体、池田委員がおっしゃるように、各基礎自治体に広げてまいりたいと考えています。そのためにも、商店街組織、事業を実施する商店街の合意を得た商工会や商工会議所、NPO法人、民間団体など、手を挙げていただきたいということです。県が今回こういう事業をすることで、たくさん手を挙げていただけるのではないかと、それが各自治体に広がって、波及していくのではないかとということを目指してさせていただくものです。以上です。

○池田委員 県が乗り出すということですので、ご答弁のとおり、基礎自治体にいい刺激を与えて、先ほどの繰り返しになりますけれども、商業の振興や商店街の活性化、再生につながるように期待したいと思います。以上です。

○山中委員 数点、お聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、予算の概要を説明いただきました。資料「令和元年6月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、新規事業の県内の就労促進調査事業が670万円、予算計上されています。この県内の就労の向上については、平成27年の国勢調査で、奈良県における就業率が全国でも最下位、特に若年層、高齢者の就業率は大変低いと問題視されていたと思います。そうしたことを受けて、今回はその背景があって、調査目的にされたと思います。

調査の大きな目的とその活用方法、高度外国人材の県内企業での就労促進に向けた調査、分析と書かれています。この外国人就労については、既に皆さんもご存じのように、この4月から出入国管理法が改正され、そこで就労を目的とする特定技能1号、特定技能2号が新たに創設され、今後5年間、最大で35万人の受け入れが見込まれるという点もあります。

そういうことも踏まえた上で、今回の調査がどういう内容かお聞かせいただければと思います。

○水谷雇用政策課長 県内就労促進調査事業についてご説明させていただきます。

山中委員お述べのとおり、前回、平成27年の国勢調査においては、県内の就労率は、女性がワースト1位、男性がワースト3位と、男女ともに低い状況です。特に若者、高齢者、女性の就業率が低いことから、それぞれの特性に応じて就業を阻害する要因をハローワーク、ニートの方、ひきこもりの方が利用される地域若者サポートステーションなどで仕事を求めている方や、仕事に対して不安をお持ちの方の窓口となる場所等で、就職が困難な理由であるなど、求職活動を始めるきっかけなどのアンケート調査を行います。また、高齢者を雇う意欲や離職の状況、柔軟な働き方改革への取り組みへの状況についてなど、県内の企業も含めて、広く調査をする予定です。

もう一点は、これは外国人留学生に対してのものです。県内には、奈良先端科学技術大学院大学に250名ぐらいの留学生がおられます。そのほかにも県内大学には多くの留学生がおられます。このような多くの優秀な外国人留学生に県内企業へ就職していただくことを目的に調査を実施するものです。

2017年の日本学生支援機構の調査によりますと、卒業後に日本での就職を希望している留学生が約64%ですが、実際に就職されている方は約30%という調査結果があります。60%のうちの30%ですので、何らかの理由で残りの半分の方は日本国内では就職できていない状況です。受け入れ側となる県内企業においても、そもそも高度な技術を持つ外国人のニーズがあるのか、ニーズはあっても何らかの理由で受け入れが難しいのか、実際に働いている方で、奈良で働いてみてよい点、悪い点など、そうした実態を把握するために、県内大学の留学生、実際に県内企業で働いている外国人、県内企業に対してアンケート調査を行う予定です。結果については、就業率の高い都道府県や高度な技術を持つ外国人材が多く働く都道府県、企業の実態なども参考にしながら、アンケート調査結果による就業を阻害する要因等を分析して、仕事をされていない方、優秀な留学生等、また県内企業に対してどういうことが効果的な施策なのかを検討していきたいと考えています。以上です。

○山中委員 調査については、特に外国人労働者の場合は、高度な技術を持つ方の調査ということです。理解させていただきましたけれども、平成29年10月現在で、データは古いかもしれませんが、都道府県別の産業別外国人就労者数が出ており、その当時の奈良県内における外国人の就労者数は3,533名で、多くの方が製造業に従事されているのがこの表でわかるわけです。もちろん奈良県には、先ほど答弁いただいたように奈良先端科学技術大学院大学があったり、さまざまな大学で海外からの留学生がいる。希望はする

ものの、就職率そのものは3割台にとどまっているということですので、そこをしっかりと進めたいという思いはあるでしょうが、冒頭申しましたように、この4月から法改正もされ、特に特定技能1号、特定技能2号が新たに創設されています。こういったところもしっかりと奈良県として対象にしながら、調査を進めていただければと思いますので、この点は要望ということで置いておきます。この調査結果にしっかりと注視していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、先ほど説明をいただきました、なら担い手・農地サポートセンターの内容について少しお聞かせいただきたいと思います。

私もこの4月の統一地方選挙があり、奈良市内、もしくは中山間地域に行かせていただいて、農業に従事をされている方の姿を身近に見てまいりました。そういう点で今回聞かせていただきたいのは、特に、資料「平成30年度業務報告書 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」の2ページにある農地の集積・集約化で、ここに借り受け希望の面積、貸し付け希望の面積がそれぞれ計上されて、マッチングの状況も示されていますが、この数値、単年度だけを見ますと、どういう形で農地の集積、集約が進んでいるのかわかりません。この事業が始まった当初から見ていただき、5年間どういう経緯でサポートセンターが取り組んでいただいたのか、各年度の貸し付け希望面積とマッチングの成約率についてもお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○服部担い手・農地マネジメント課長 農地の受け手と出し手、このマッチングを行う中間管理事業については、山中委員お述べの平成26年度から始まっています。平成30年度までの5年間のマッチング実績は、累計で564件、456ヘクタールです。件数、面積ともに年々増加している状況です。

また、成約率は、それぞれの年度で申し上げますと、例えば平成30年度の成約率が43.3%、さかのぼって申しわけございませんが、平成29年度が45.5%、平成28年度が48.2%です。ただ、平成27年度は大規模な集積がありましたので成約率が非常に高くなっており、76.9%になっています。近年3年間で見ますと、若干成約率は下がっている状況です。ほぼ横ばいと言ってもいいと考えています。

○山中委員 成約率は若干下がるものの、4割ぐらいをこの3年間はキープをされているということで、理解させていただきました。

初年度が一番マッチングが起こるのだらうと思いますが、累積ではもう少し進んでいくのだらうとは思っていますけれども、そうした集約化に向けた取り組みの中で、一番大事

なのは次の担い手、農業を支えてくれる人たちの育成、確保が何よりも必要と思います。その次のページには担い手の育成、確保と書いていますが、特にこうした担い手の育成、確保のために、県として頑張っているという内容、もちろんこれは今の世代だけではなくて、次の世代も含めてしっかりと育成し、確保しなければならないと思います。その点でお聞かせいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 山中委員お述べの後継者不足、担い手の減少は大きな課題であると考えています。その対策として、意欲ある担い手の育成、確保を図るために、就農前の準備段階、新規就農直後の経営発展の段階、各ステージに応じた取り組み支援を行っています。

具体的には、就農前の準備段階においては、ワンストップの相談窓口を設置するとともに、新規就農者向けの研修会などを行っています。新規就農直後においては、準備段階を含めて、最長7年間、年間最大150万円の投資資金を交付し、あわせて、農地のあっせんや初期投資軽減のための施設・機械整備に対する支援を行っています。さらに、経営拡大や、集落営農を目指す農業者に対しては、経営の専門家を講師とした研修会の開催や直接派遣による個別の経営指導、法人化に向けた設立支援などを行っています。こうした取り組みにより、毎年50名前後の新規就農者を確保していますが、今後とも農業者のそれぞれのステージに応じた継続的な支援を行うことにより、意欲ある担い手の育成と、その確保に努めてまいりたいと考えています。

○山中委員 次の担い手ということで、準備段階から、就農直後、さらには拡大と、本当に各ステージに合った支援を、県としてもきめ細かく進めていく取り組みをしていることが、わかりました。

よく言われることですが、安定した農業経営、もうかるという部分は、なかなか一言で語れないとは思いますが、そういった確保を、さまざまな支援を通して、そういうところにつなげていこうというのが奈良県の姿勢だと思います。しっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○和田委員 予算案の概要説明をいただきました。簡単なことですが、関心を持っていますので尋ねます。

まず、産業・雇用振興部の資料「令和元年度事業計画書 公益財団法人地域産業振興センター」の5ページで、新規事業のB to Bマッチング会、参加企業数が5社あると記載されていますが、参加企業は決まっているのか、それとも予定で、若干の変更はあるのか、

説明してください。

要望ですが、参加要項の詳細を知りたいです。後で結構ですから、資料として提供いただければありがたいです。

それから、公益財団法人奈良県食肉公社の業務報告書、あるいは事業計画書になりますが、業務報告書でいえば4ページ、事業計画書でいえば2ページの、センター周辺の地域の環境保全の云々の話ですが、この食肉センター環境保全対策協議会でどのようなことが特に話題になっていますか。地域住民の皆さん方の意識を知りたいので、尋ねます。

施設見学を積極的に行っているということですが、実績を教えていただきたい。また、感想など、見学者の間で出ているならば教えていただきたいと思います。

産業・雇用振興部で、資料「令和元年6月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、新規事業の県内就労促進調査事業のアンケートに関連して、実態を明らかにして課題を明らかにすることは必要だと思います。反対に課題があって、アンケートでどのようにこの課題が出ているのかを知るという意味でも必要ではないかと思います。アンケートの案が事前に示すことができるならば、そのアンケートを見たいと思います。委員長、よろしく。

○三浦産業政策課長 質問のありました公益財団法人奈良県地域産業振興センターの事業についてお答えします。

資料の5ページ、B to Bマッチング促進事業についてです。新規事業の国内広域商談会出展等支援事業ですが、参加企業数の5社、それぞれ（ア）と（イ）について、5社ずつ参加企業数の記載がある部分です。こういった商談会ですが、B to Bですので、企業対企業の商談会になっており、一定の企業を主催者が全国から広く集めて、企業がブース等で自社の商品の売り込みを図っていただく機会を設けています。それに対して、来場された多くの企業の方々が、そういった企業とのマッチングを図る催しです。

こういったイベントについては、まず、そこに商談やプロモーションをかける企業の数にはブースの物理的な制限がありますので、限られた企業数になっています。今回の機会については、財団が応募の主体となり、県内の企業5社分のブースを確保されています。この5社については、現状、まだどこの企業が出られるかは決まっていません。ただ、これについては今、5社、広く県内企業に対して財団から照会をかけ、募集をかけているところ です。

まず、物づくりの受発注の広域商談会については、9月の予定ですので、募集の準備を進めています。また、近畿・四国の合同広域商談会については、年が明けた2月の商談会

になっていますので、これについての募集は、また適宜、時期が来ましたら財団でかける予定になっています。

こういった事業の募集要項等についてのお尋ねです。また、財団から提供いただき、要項をお届けさせていただきたいと存じます。以上です。

○溝杭畜産課長 2点、ご回答させていただきます。

1点目は、奈良県食肉センター環境保全対策協議会ですが、この協議会については、平成10年4月に設置されています。毎年、地域住民と地域の環境の保全を図るための協議を進めてまいりました。報告書には記載していますが、平成30年度についても8月に開催し、地元の円滑な協議が行われたと聞いています。具体的な内容は報告書にありますように、治水対策、この周辺、佐保川等の河川があり、センターの駐車場自体も遊水池となっていますので、奈良県食肉センターの運営状況というよりも、その内容についての協議が最近多いと聞いています。

2点目で、同じく多目的グラウンドの使用状況、見学状況ですが、先日5月に開催されました公社の理事会の資料によりますと、平成30年度の見学状況は、全体で107回、前年に比べますと、前年は132回ですので減少しています。それから、多目的グラウンドの使用状況、少年野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等で使用されていますが、平成30年度の使用状況は、延べ人数で4,880人、平成29年度は6,239人と、こちらについても減少しています。具体的な感想等、減少している理由等については、申しわけございません、確認していませんので、改めてご報告させていただきたいと思っています。以上です。

○川口（延）委員長 詳細の要項とアンケートについては後日ということ。

○和田委員 示していただけることでよろしいですか。

○川口（延）委員長 後日、提出いただくということでもよろしいでしょうか。

○水谷雇用政策課長 県内就労促進調査事業のアンケートの内容についてです。今回、補正予算に計上させていただき、ご承認いただきましたら、それ以降ですが、アンケートの項目等検討してまいりたいと考えています。ただ、先ほども申しましたように、実際に外国人で働いておられる方、雇用されている県内企業の方にもアンケートをする予定ですので、就労だけではなくいろいろな観点からのご意見が、アンケート結果から出てこようかと思えます。例えば就労するに当たって、生活していく上でどういうところが大変であるなど、そういうところも多分出てこようかと思えますので、幅広く聞けるような内容にし

たいと考えています。以上です。

○和田委員 そうしたら、アンケートを示すことは可能なのでしょうか。

○水谷雇用政策課長 アンケートの内容について、特に何と言いますか、秘密で行うようなものでもないと思いますので、アンケートの内容がほぼ固まりましたら、またご説明をさせていただきたいと思います。

○和田委員 委員長を通じて下さい。よろしく。

○田中副委員長 事前には通告もしていないので恐縮ですが、本会議場で、知事が宇陀市のほうへ企業立地のできる場所があるかと思って出かけてきたとおっしゃっていた、これはありがたいことだと本当に心をときめかせていたのです。暇だからと言って多分回っていないだろうな、何らかの根拠があってというか、何らかの意図を持ってお出かけくださったと思うのですが、資料「令和元年6月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、栄える「都」の一番上に、企業立地促進事業という項目もありますし、その下もそうですが、そういう何らかの意図を踏まえてお出かけになったのか、あえて目的地があるのかとは聞きませんが、そこまで踏み込んでお考えのことなのかどうか。何も意図なしに歩かないと思いますので、その辺のところをお聞かせいただければありがたいと思います。

2点目は、復習になるかとは思いますが、森林環境譲与税と従来からの奈良県森林環境税がありますが、新しいこういう譲与税をもらった後の奈良県森林環境税の配分といたしますか、事業に対する项目的な配分と地域的な配分と両方あると思うのですが、何らかの影響を受けるのかどうか、事業の整備も含めてご説明をいただければありがたいと思います。これは15ページ、新たな森林環境管理体制導入推進事業に記載されています。

それから、細かいことをお尋ねして恐縮ですが、資料「平成30年度事業報告書 公益財団法人奈良県地域産業振興センター」の20ページ、正味財産増減をお示しいただいています。その中で、わかりにくい、教えてほしい部分ですけれども、経常費用で、事業費の給料手当が公1、公2、公3と分かれています。具体的になぜこのように分けているのか、それに伴っていると思うのですが、福利厚生費も3つに分けておられて人の配置の関係で、日々雇用職員なのか、それとも正規職員をこういう形に振り分けて記載するものなのか。関係するものは全部あるのですけれども、それぞれ事業によって分けてあると思うので、費用としては事業別に分けているという理解はできるのですが、人件費並びにその関係することが、こうやって分けるものなのか、公1、公2、公3は、21ページのところに書いてありますので、それは理解しているのですけれども、教えていただきました

と思います。

先ほどからご議論のありました担い手ですが、これも人が1人減っても、事業は拡大しているのはありがたいことですし、中山間の立場からすると、大いにご努力いただくことはありがたいことで感謝しますが、7ページで、1人職員が減ったのはどういうことかということと、10ページ、正味財産ですが、いずれも三角がずらずらずらと並んでおり、金の面でも随分と節約というか減ってきているのは、事業が逆に縮小しているのではないかという、事業が拡大していますとご説明で、理解したつもりですが、財務諸表的には事業が縮小していますという感じに見えて仕方がないのですが、ご説明をもう少しお願いしたいと思います。以上です。

○今仲企業立地推進課長 田中副委員長のご質問に対して、お答えさせていただきます。

本県の立地件数は、平成30年は38件と過去最高になるなど、好調な企業誘致を果たしてまいりました。しかしながら、最近、産業用地の不足に課題を感じているところです。そうしたこともあり、平成26年度から県内部局横断的に工業ゾーンプロジェクトに取り組み、市町村と連携して新たな産業用地を創出する取り組みを進めています。

田中副委員長ご質問の産業用地創出事業について、さらに、新たに、こちらに書いていますように、最近整備が進んでいる京奈和自動車道や西名阪自動車道の周辺など、企業立地の潜在性が高い候補地について、新たな産業用地を創出する実現の可能性を調査してまいりたいと、今回予算計上をさせていただいています。

田中副委員長のご質問にありました知事が視察をされてという話については、まだ私どもに具体的な指示がおりているわけではありませんので、今はこちらでお答えをいたしかねるところですが、いずれにしても新たな企業の立地の潜在力が高い候補地について、探してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○内田森林整備課長 森林環境譲与税と奈良県森林環境税の関係についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

平成31年度より森林環境譲与税が導入されており、奈良県森林環境税と用途等が重複するために、この継続適否も含め、あり方の検討が必要だと課題を認識しています。

この奈良県森林環境税ですが、現在、平成28年度からの第3期課税期間中に当たり、この第3期期間中の令和2年度までの用途については、主に奈良県森林環境税では、市町村が実施する施業放置林整備への補助へ充当するというのを整理しており、その他については、広域的に展開すべき事業は継続して、奈良県森林環境税を充当する形で整理して

おります。

今後、第4期以降、令和3年度以降については、このあり方については、今年度開催予定の奈良県税制調査会のご意見や県民アンケートの結果などを参考に、県民の理解が得られますよう、丁寧かつ慎重な議論が必要と認識しているところです。以上です。

○三浦産業政策課長 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの人件費関係の質問です。

田中副委員長お述べのとおり、公1、公2、公3という、公益目的事業で分けている次第ですが、基本的には、それに従事する人ごとで手当、費用を分けて、正味財産の増減計算書の内訳表に記載しています。

各事業については、その人がどれだけ業務量としてそこに投入されているかも勘案して計算していますので、それぞれ人の手がどれだけかかったかというところで給料手当、福利厚生費等を計上していると、ご理解いただければと存じます。よろしくお願ひします。

○服部担い手・農地マネジメント課長 職員1人の減ですけれども、日々雇用職員が秋に退職されたということです。それから、貸借対照表あるいは正味財産の計算書において、三角が並んでいるということですが、なら担い手サポートセンターは、公益事業しか実施していません。その加減で、経費の縮減を図っていることが一番大きな原因だと、この三角が出ているのはその要因だと考えています。

○田中副委員長 宇陀市に企業を誘致したい方はたくさんおられますので、ぜひ担当の方々におかれては、知事さん、宇陀のほうをぜひやりましようよということでバックアップしていただくようによろしくお願ひして、逆に陳情しておきます。

奈良県森林環境税については、今日までの進めていただいた活動も、それぞれ定着といえますか、有効に使われているように思いますので、引き続き今日までの事業ももうやめたと言わずに、ぜひ継続していただきたいと思います。

公益財団法人奈良県地域産業振興センターですが、人件費は会計的に給与手当そのものをこういう分け方で計上していくという、正規職員の分だと思っておりますが、そういう形になるのでしょうか。

○三浦産業政策課長 こちらに計上されていますのは、正規職員と、日々雇用職員も含めて、手当は同じような形で計上されていると報告を受けています。

○川口（延）委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 よくわかりませんが、いいです。

○川口（延）委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○川口（延）委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになれば、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。随時、ご発言願います。

○池田委員 自由民主党としては、ただいま当委員会に付託を受けています全ての議案に賛成します。

○西川委員 自民党奈良も、全ての議案に賛成させていただきます。

○和田委員 創生奈良として、全ての議案に賛成します。

○森山委員 新政ならとして、全ての議案に賛成します。

○中川委員 当委員会付託分について、日本維新の会も賛成します。

○山中委員 公明党としても、付託を受けた議案については、全て賛成です。

○川口（延）委員長 ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

令和元年度議案、議第39号中・当委員会所管分、議第41号、第42号、第45号中・当委員会所管分、議第47号中・当委員会所管分、議第51号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案6件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和元年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第8号から報第11号及び報第20号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細の報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

議案以外の事項で質問があれば、随時ご発言を願います。

○和田委員 農林部、産業・雇用振興部で、発言通告を2点しています。

農林部は、木材製材業の関係です。県内で戦後、造林されている人工林は、本格的に利用期を迎えています。木材の利用に当たっては、森林の公益的機能を損なうことなく国産材需要拡大を目指すことが必要になります。新たな森林管理の体制を県でつくられて、頑張ってくださいと思うのですが、この場合の川上の森林資源と国産材の需要に当たる川下との間に中間工程があります。木材製材業です。この位置づけがどうなっているのか、その振興策を示していただきたいと思います。ご存じのように、木材製材業は、用途にあった商品、木材関連商品を生み出し、重要な振興策と理解しています。よろしくご回答をお願いします。

木材製材業の課題は何なのかを示してもらいたい。また、課題の一つになっていますが、木材製材業、皆、小さな企業、会社ですから、木の皮の処理に大変困っています。先日、私にこの皮の処理についての資料をくれました。ありがとうございます。焼却というか、リサイクルという範疇になるのですけれども、ようやく民間で対処していただいている。問題は木材の、その木の皮を使ってリサイクルの商品化ができないかどうか。この民間企業で焼却などの方法は運送賃がかかるので、皆さんが難儀しています。自分の工場商品化できればいい、助かる、このような声が聞かれます。パークの再処理について、リサイクル、商品化の方途はないのかどうか、これが木材製材業の質問です。

次に、産業・雇用振興部ですが、今、人手不足について、やかましく言われています。2015年から2025年にかけての予測では、県内人口が12万人減少しますが、それは生産人口が減少するという事です。経済に及ぼす影響は大です。改正出入国管理法もあるのですが、そのことも含めて、具体的に幾つか聞きたい。

1つは、労働不足の状態についてどのように把握しているのか。それから、この人手不足に対してどのような対処を行っているのか、県としての施策、外国人労働者の雇用の問題です。これには4点ほどあります。

1つは、外国人労働者を雇用しているのは県内で何十カ所あるのか、また、どういった職種なのかを示していただきたいと思います。

外国人労働者は、生活する上で、職場で、日本語会話ができれば話になりません。会話ができる、日本語習得ができているのかどうか、日本語習得に対してこのまま民間企業に任せていいのか、公的な奈良県、市町村などがこれに参加、施策を打つ必要があるのではないかと思います、見解を示していただきたい。

3点目は、外国人の労働者が困った場合の相談するところはあるのかどうか。これにつ

いては、労働者の三法、労働基準局などいろいろなところがあります。国内の我々日本人の雇用に対するトラブル処理です。外国人の場合は、まずはどこであっても相談するということになると思います。まず、県、市町村で相談窓口が必要になるのではないかと思います。相談がトラブル発生という意味で、何件ぐらい県として掌握しているのかを示してもらいたい。

4点目は、多言語による労働法等の啓発パンフレットが必要ではないか。働き手の立場に立ったら、ぜひともこの労働時間を時間給がいくらなど、こういう決まりは外国人労働者に人権という意味で知ってもらう必要がある。それに基づいて権利の行使が必要だと思います。外国人労働者にかかわっての課題は、これからたくさん出てくるとは思いますが、とりあえずこの4点について、よろしくお願いします。

○山中奈良の木ブランド課長 川中の特に製材業の振興策についてご質問をいただきました。

順番については前後するのですが、現状から申し上げますと、住宅着工戸数の減少などのほか、建築様式の洋風化、逆に言いますと和室がどんどん減ったというニーズの変化があります。これを受けて、県産材の需要が大幅に減少したのは事実です。特に、A材の建築用材のうち製材業、本県の特徴である高品質な製材品の需要が低下したことになり、製材業について非常に厳しい経営状況になっていると認識しています。

県としては、このような状況を受けて、平成27年度に奈良県林業・木材産業振興プランを策定して、これに基づき、川上、川中、川下対策を実施しています。特に川中の課題としては、川中の特に製材業については、A材等の受け皿確保と競争力ある製材加工流通体制の構築を掲げています。私どもも川中の製材業については、川上から川下をつなぐ重要な役割と認識しています。

その中で、受け皿の確保としては、県産材の安定供給対策として、山側とつなぐことが重要でもあります。これについては、年間製材規模がおおむね5,000立方メートル以上の大規模製材工場と山側を直接安定取引契約を推進しています。また、競争力ある製材加工流通体制の構築としては、特に奈良県の特色でもあります。非常に小規模製材工場が多いので、製材品の安定供給のための協力工場のネットワーク化に、現在検討を進めています。やる気のある事業者と連携し、ハウスメーカー等からの受注に応えられるための課題の洗い出しなど、プラットフォームの構築、そのような内容の検討を進めています。さらに高品質な材の需要供給を図るために、家具職人の育成支援などにも取り組んでいると

ころです。今後も引き続き、川上から川下まで円滑な流通が図れることを目指して、業界団体と連携して、課題解消に向けてしっかりと取り組みたいと考えています。

和田委員お述べのパークの件ですけれども、確かに従来は焼却に回していくということで、いわゆる産業廃棄物という扱いで、コストが大変負担になっていたのは事実です。先般、大淀町に木質バイオマス発電施設が建設されたので、そちらに有価で引き取っていただく形がとれました。奈良県木材協同連合会で全体を取りまとめして、現在も引き取りが続いています。ただ、これ以外にもどうかということですが、現在はこのように大量に発生するパークに対しての商品化については、有効な手段がありません。この点については、各方面からいろいろお知恵をかりながら、種々検討して進めてまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻いただけたらと思います。以上です。

○水谷雇用政策課長 人手不足対策について2問、外国人労働者について4問、ご質問いただきました。順番にお答えさせていただきます。

まず、人手不足について、労働力不足の状態をどのように把握しているのかということです。本県の就労地別有効求人倍率は、リーマンショック後の平成22年度以降、上昇傾向にあり、直近の本年5月の数値は1.70倍で、全国平均の1.62倍を超えて、近畿では1番高い水準となっています。また、有効求人数ですが、本県の堅調な企業業績を背景に、リーマンショック後の、これも平成22年度は約18万3,000人の有効求人数がありましたが、平成30年度は約34万3,000人と、この8年間で求人は約16万人増加しています。

一方、有効求職者は、平成22年度の約31万5,000人から約20万3,000人と、約11万2,000人減少しています。平成22年度以降、就業地別有効求人倍率は上昇が続いており、平成27年度からは1倍を超える状況となっています。直近の状況は先ほど申したとおりですが、1.70倍となっており、人手不足が顕在化している状況であると認識しています。中でも、就業地別有効求人倍率が高い職業については、介護関係の職種、調理師等、飲食物調理の職業、ホテル飲食店等での接客・給仕の職業となっており、これらの分野の人手不足は深刻化していると認識しています。

いかに対処しているのかということですが、県内には大手企業が少ないですけれども、魅力的な企業がたくさんあります。しかしながら、製品の取引先が消費者ではなく企業向けの会社が多いことから、一般には求職される方には知られていない状況です。このような企業を知っていただく取り組みが必要であると考えています。

そこで、今年度は合同企業説明会のほか、県内企業からニーズの高い大和郡山市にある奈良工業高等専門学校教員と県内企業との交流会、また、奈良工業高等専門学校や奈良女子大学、県立大学の学生を対象に、県内企業を知っていただくためのバスツアーなどの取り組みを予定しています。加えて、モデル年収、男女の従業員数、離職割合など、就職する学生が知りたい情報をコンパクトにまとめ、企業ビジョン等を掲載したガイドブックが今もありますけれども、それを新たなデータで更新して、さらにわかりやすいものにするとともに、奈良先端科学技術大学院大学の留学生向けに英語版の作成も予定しています。

県で現在運用している、県内企業の求人情報と企業を紹介するサイトがありますが、これを一新するとともに、国の制度設計に基づき、求人情報をオープンデータ化し、多くの人材会社等に使っていただくことで、ネットからアクセスしやすくするとともに、国が指定しているヤフーとも連携することで多くの学生にサイトを見ていただいて、就職活動をしていただけるということも予定しています。また、東京圏から県内の移住促進に取り組む市町村の区域に移住して、当該サイトの求人情報で県内企業に就職した方には、移住支援金を交付することにより東京圏からの県内就労も促進するなど、人手不足に対処していきたいと考えています。

次に、外国人労働者についてです。まず、県内企業で外国人の雇用をどのくらいしているのかということです。厚生労働省の発表によると、平成30年10月末現在の外国人の受け入れ事業所数は県内で897カ所あります。雇用されている方は4,116人です。全国では146万人で、奈良県の占める割合は、それに対して0.3%ということです。産業別に見ますと、製造業従事者が最も多く、47.4%の方が製造業と全体の半分程度を占めており、続いて、サービス業が12%、建設業が8.7%という状況です。

続いて、日本語習得に関してです。まず、外国人労働者が、どのような在留資格で働いておられるかということ、技能実習生が最も多く、40%少しの方が技能実習として雇用をされています。技能実習生の日本語の習得については、技能実習法施行規則において受け入れ機関で行う講習の内容について、日本語や日本での生活一般に関する知識、出入国または労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法などの科目を全て行うことが受け入れ側に義務づけされており、日本語の習得についても講習が行われています。

また、ことし4月に出入国管理法が改正され、新しく特定技能1号、特定技能2号という資格ができており、特定技能の在留資格を持つ外国人労働者についても、省令の改正に

より、日本での生活に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることとなっており、この特定技能の方については、日本で就労するためには、まず日本語能力の試験に通らなければならないという条件になっています。さらに、入国後においても、受け入れ機関が職業生活上、日常生活上、または社会生活上の支援計画を作成することが義務化されており、計画の中に日本での生活に必要な日本語を学習する機会を提供することを盛り込むよう、法務省令で定めています。

次に、外国人労働者の相談窓口についてです。直接、当課では所管していませんが、国際課所管で外国人支援センターを、平成25年4月より、在住外国人を支援する機関として設置しています。生活相談、多言語による情報提供等を行うとともに、日本語のほか英語、中国語、ポルトガル語により生活相談等を行っています。また、今回出入国管理法が改正され、在住外国人の増加が見込まれることから、多言語化、ベトナム語などの11言語で対応できるように新たな自動翻訳機を導入していると伺っています。

最後ですが、労働法等の啓発パンフレットについてです。多言語による労働法等の啓発パンフレットについては、国において、この平成31年4月に生活・就労ガイドブックを作成して、日本語、英語の両方で、電子版で作成されています。パンフレットの内容ですが、日本で生活する上での知っておくべき必要な市町村での手続や、教育、緊急、災害に関する内容、賃金の支払われ方、労働時間、休憩、休日、仕事でのけが、病気など、労働にかかわる内容も盛り込まれています。もう少し詳しく言いますと、和田委員が先ほどお述べになりましたように、まずは働く前の基礎知識、契約関係から雇用保険、労災保険、働くときのルールとして、賃金や賃金の支払われ方や労働時間や休日、働く形態はどのようなものがあるか、退職、解雇のときはどうなるのかということまで含めてその中に盛り込まれています。今後は、対象言語を14カ国語に拡大すると聞いています。以上です。

○和田委員 多岐にわたっていますので、別の機会に詳細について、いろいろ意見交換したいと思いますが、3点ほど、私の意見だけを申し上げておきます。

外国人労働者の問題ですが、外国人労働者を労働力としてではなく、人権を持った人間として雇用する場合には、全く対応の仕方が違ってきます。ブラック企業などは人権というものは全然考えていないわけですから、この人権というものを考えての対応が全国的に必要ではないか。あわせて言うならば、外国人が奈良というところは働きやすいところと、うわさが流れれば、奈良へ行こう、働こうということになります。そして、日本とその当該の外国とが友好促進につながると思います。大変重要だと考えていますので、皆さん、

どうぞ理解を深めていただくとありがたいと思います。

それから、今治タオルで、ブラック雇用問題がいろいろとうわさになっています。真偽のほどは知らないけれども、そのようなことが起きないように、今のところ、外国人の受け入れ専門になっている県内の協同組合が幾つかあると思いますが、組合任せになるのではなくて、県がしっかりと連携しながら、県としてどう受け入れていくのかを考えていただきたいと思います。

それから、最後に質問ですが、そうめん製造業や林業などは、外国人労働者を受け入れる職種に入っていますか、どうでしょうか。

○水谷雇用政策課長 そうめんについては、手元に詳しい資料がないのでわかりませんが、食料品製造業が特定技能で受け入れることができるとなっていますので、そこには該当するのではないかと思います。ただ、林業については、今のところ入っていなかったのではないかと思います。

○和田委員 奈良県の林業を、皆さん、一生懸命に政策として推進しているわけだから、人手不足解消のためにも、簡単なところについてはどんどん人手不足解消に向かうよう、外国人労働者の受け入れも可能になるよう取り組んでいただきたいと思います。

○川口（延）委員長 よろしいですか。

○和田委員 はい。

○川口（延）委員長 それでは、15時35分に再開をめぐりに、休憩したいと思います。しばらく休憩します。

15：24分 休憩

15：37分 再開

○川口（延）委員長 再開します。

まず、委員のお手元には、先ほど和田委員から質問ありました9月26日にあります商談会についてのご案内、また詳細を配付しておりますので、ご一読いただきたいと思います。

それでは、質問ある方は随時お願いします。

○池田委員 私から1点、農業振興にかかわって質問させていただきたいと思います。

奈良県において、農業振興ということではいろいろな取り組みをされていますけれども、とりわけ県の特産品として将来性が期待をされる農産物をチャレンジ品目と位置づけて振興を図り、県の農業を牽引している農産物をリーディング品目として振興を図られています。

す。こちらの視点については、平成22年からと思いますがスタートして、これまでの取り組みの成果、課題についてお聞かせいただきたいと思います。また、チャレンジ品目については、さらなる生産拡大に向けた展望もお持ちだろうと思いますのでお尋ねしたいことと、リーディング品目については、まさに牽引していくものですので、ブランド力の強化が必要だろうと思いますので、このブランド力強化に向けた展望について、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 池田委員お述べのとおり、平成22年に将来の成長品目として育成を図る品目をチャレンジ品目と、本県の農畜水産業を牽引する品目はリーディング品目と位置づけており、重点的に施策を展開しているところです。チャレンジ品目については大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り枝花木、有機野菜、イチジク、水産分野でアユ、アマゴを選定しており、リーディング品目については柿、菊、イチゴ、茶、大和畜産ブランド、金魚を選定しています。少し乱暴ではありますが、平成22年に制定し、直近のデータが平成29年ですので、これらを比較させていただきたいと思います。

取り組み成果としては、チャレンジ品目については生産量並びに生産者数は全体として減少傾向であるものの、生産額については大和野菜の販売額が増加していることもあり、平成22年の16億円から平成29年には19億円と増加しています。特に、大和野菜の大和まなについては、栽培面積が平成22年には4.5ヘクタールから、平成29年には9.1ヘクタールと、生産額も平成22年の1,670万円から平成29年には6,860万円と増加しています。

チャレンジ品目の課題は、全体としては地域特産物もありますので、安定生産、担い手の育成が大きな課題であると認識しています。各品目にも課題があり、例えばイチジクにおいては防除が難しい病害虫の対策、切り枝花木については老木化が進む花木の改植による更新などが課題となっていると認識しています。今後ともより一層の生産拡大に向けて、産地と意見交換をしながら市町村や関係団体と連携して、品目ごとのいろいろな課題を地道に解決することにより、生産額の向上を目指したいと思っています。また、リーディング品目については、これは本当にリーディングする品目ですので、生産量については品目によって異なりますけれども、特に増加した品目は柿と大和なでしこ卵です。それ以外の品目については横ばいか微減となっています。生産者については各品目とも減少傾向になっていますが、生産者の経営規模の拡大などにより、全体の生産額は平成22年の132億円から平成29年には138億円と伸びており、特にイチゴが新規参入もあり、17億円

から22億円となっています。

課題としては、生産者の減少と経営規模の拡大を反映して、一つは、労働力の確保と作業の省力化、さらなる販路開拓であると認識しています。各品目ごとについては、例えば柿、茶では、老木園での改植などによる生産力の回復や、菊では需要が高い時期の盆、彼岸における安定出荷などがあると考えています。今後とも引き続きブランド力の強化に向けて、菊やイチゴ等の新品種の育成、奈良県プレミアムセレクトの推進によるブランド化や首都圏、海外での販路開拓などに研究、普及、行政が一体となって積極的に取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○池田委員 平成22年度からということなので、ちょうど9年がたって、もうすぐ10年になろうとしています。うまくいっている品目もあれば、なかなか思うように伸びない、むしろ減少している品目もあり、見直しというか、これからの展開を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと考えています。そのあたりについて総論的に、ただいまご説明をいただいた傾向、思うようにいっていないところも含めて、今後どう対応していこうと思われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 池田委員お述べのとおり、リーディング品目、チャレンジ品目ということで、ことしで10年目を迎えることになっています。その中で、リーディング品目については、本県の農畜産業を牽引する品目ということで、柿、菊、イチゴ、茶、大和畜産ブランド、金魚を重点的に振興していくことは、継続してやっていきたいと思っておりますが、チャレンジ品目については、チャレンジして生産拡大を目指すというところで、なかなかうまくいかない部分、うまくいっている品目などがあります。10年目を迎えるということで、現状をきちんと分析しながら、いろいろな新しい施策も含めて検討していきたいと思っています。以上です。

○池田委員 10年目ということで、現状を踏まえながら今後考えていくということですが、先ほど申しました新たな展開も必要と思っていますので、しっかりと分析して今後につなげていただきたいと思っています。あわせて、農業を牽引しているリーディング品目については、重点的にということでこの10年間に、県として国のお金も活用しながら、かなり力を入れて今日までやっていると思うのですが、資料をいただいて数字だけを見させていただく限りでは、ぐぐっと急成長しているというところまで行っていないのです。資料を見せていただいて意外だったというのが率直な感想です。何はともあれ、田中農業水産振興課長のご答弁にもありましたように、担い手をしっかりと育成して、確保してい

くこと、農業をやるからにはもうかる農業につなげていく、もうかる仕組みをつくっていくことが安定経営につながり、農業で生活していけるならば、もうかるならばやってみようと、新たな方が農業に向かわれて、そういった生産と県が思っている奈良県の特性を生かした農業をどんどん振興していこうという好循環が生まれるように、今後つなげていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○山中委員 1点、お聞きさせていただきたいと思います。

いよいよ本年10月1日になりますと、消費税が現行の8%から10%に引き上がります。残すところ、ちょうどきょうから3カ月後になろうかと思えます。消費税率の引き上げによる効果は、既に皆さんご案内のように、年間約5.6兆円の税収増ということで、この税収がふえた分については、少子高齢化に伴って増大する社会保障の確保と幼児教育の無償化など教育負担の軽減に充てること、さらには後世代への負担を減らすための借金に相当する国債の返済の分にもしっかり充てていこうという内容と思えます。

家庭の負担を和らげるため、飲食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率の導入も同時に図られると思えます。飲食料品の負担を軽くしてほしいとの生活者の切実な声に応える制度で、海外でも消費税の軽減税率は多くの国が既に導入しており、事実上、世界標準の制度とあってよいと思えます。軽減税率が実施された際、食品などを扱う小売店業者などは8%と10%の税率の違う品目ごとに売上高や仕入れ代金を仕分けしての計算、納税する際のさまざまな納税事務も発生すると思えます。そのために複数の税率に対応したレジの導入や受発注システムの改修といった準備が欠かせません。皆さん、テレビ等で最近よくコマーシャルもされているからご存じだと思いますが、軽減税率の対策の強化と加速を図る広報が盛んに行われています。

軽減税率の導入に伴い、小売店など、レジの買いかえにかかる費用を支援する補助金の申請を促す広報が、5月末の時点で、店側からの申請件数がおよそ10万7,000件、レジ・システム補助金の利用を必要とする飲食店や小売業など、国が見込む数がおよそ30万店舗と言われています。そうしますと、5月末の時点で、この達成率というか申告数が35%程度だと思います。今後、月当たり2.5万件ぐらいの申請を受けていかないと、30万件に至らないと国は言っています。

一方で、この軽減税率と同時期に消費税の引き上げに伴う影響緩和ということで、需要の平準化の対策として、キャッシュレスも導入されると聞いています。これはキャッシュレス決済時に消費者にポイントを還元するという制度と思えますが、軽減税率の対応とキ

キャッシュレス化に向けた奈良県として役割分担と、その取り組みの状況について、お聞かせいただきたいと思います。

○前野産業振興総合センター所長 消費税の引き上げに伴う取り組みについてということです。

山中委員がおっしゃいましたように、あと3カ月先ですけれども、実施される消費税率の引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、飲食料品等に対して軽減税率制度が導入されることとなっているところです。制度が円滑に導入、適用されますように、特に零細企業が多い本県の事業者に対して、十分な情報提供が必要と考えています。

軽減税率対応レジの導入に関して、国の支援制度があり、9月30日までに導入を完了されると、経費の原則4分の3の補助が受けられる制度となっています。

また、消費の駆け込み反動減の平準化に係る国の支援ですけれども、10月1日から来年6月30日まで、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした消費者に対してポイント還元等の制度が用意されています。事業者にとって端末導入の費用が不要、決済手数料が安く、消費者還元として集客アップなどがメリットと、考えられるところです。

県として、県内中小企業、支援機関、事業者、行政向けの説明会を開催するなど、普及啓発に努めています。また、個人事業税の納税通知書発送に合わせて啓発チラシを同封するなど、個別対応も行っています。さらに、商工会議所、商工会、国、税務署など、ほかの団体でも軽減税率やポイント還元の説明会を県内の中南和地域も含めて、幅広い地域で実施されています。

県として、この情報をホームページに集約し、広報するとともに告知の協力を行い、事業者など関係者の方々に説明会等に参加いただきたいと考えています。以上です。

○山中委員 わかりました。もちろんこれは経済産業省で大きく進めていただいていますけれども、実際に、先ほど答弁にもありましたように、奈良県では非常に中小零細企業の皆さんが多く、そうした中で地域の商工会議所の皆さんにお願いするのはもちろんですけれども、県としてもしっかりと対応をお願いしたいと思います。

そうした対応と連動するところもありますが、内閣府に、消費税価格転嫁等総合相談センターが設置され、消費税引き上げ後の価格の表示、転嫁、広告、宣伝、便乗値上げ等に関する相談業務が実施されるということで、既に始まっています。奈良県もそうした現場の声をしっかり受けとめる必要があると思います。そこで、その必要性等についてご所見を伺いたいと思います。

○前野産業振興総合センター所長 県として、先ほども説明させていただきましたように、いろいろ事業者を対象とした説明会を開催する等と、啓発チラシで広報などさせていただいています。山中委員がおっしゃっていただきました相談窓口についても検討して、ホームページなどを通じて広報などを図りたいと考えています。

県としては、制度の導入、運用に混乱が生じないように対応させていただきたいと考えています。以上です。

○山中委員 わかりました。県としてもどこまで相談窓口ができるかということはあるかと思いますが、できるだけきめ細かな対応、運営をして、おっしゃっていただいたように、本当に3カ月後には8%と10%の消費税が混在し、対応を迫られると思いますので、速やかに導入され進むように、ポイント還元についても、経済の平準化ということで政府の今年度の予算にしっかり盛り込まれた内容ですので、この点も合わせて啓発、啓蒙していただきますようお願いして、質問を終わります。

○川口（延）委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。